

指名競争入札参加資格審査申請していただく皆様へ

日頃より、みやま市の市政にご理解・ご協力を賜りまして、厚く  
お礼申し上げます。

受付要綱を熟読の上、記入ください。

ご不明な点がございましたら、下記にご連絡ください。

何卒、よろしく申し上げます。

連絡・提出先:

みやま市役所 企画部 契約検査課 契約検査係

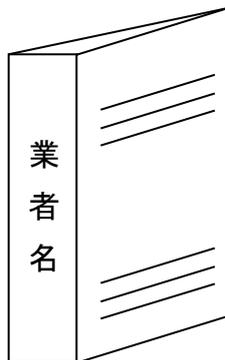
TEL:0944-64-1506 FAX:0944-64-1507

E-mail:keiyakukensa@city.miyama.lg.jp

## みやま市指名競争入札参加資格審査申請受付要綱

1. 提出業者 市内業者、市外業者
2. 受付期間 令和7年6月2日(月)から令和7年6月30日(月)まで  
午前9時～12時、午後1時～4時迄
3. 提出方法
  - (1) 市内業者は持参又は郵送（郵送の場合、発送方法は問いません。）
  - (2) 市外業者は、郵送のみ。 ※発送方法は問いません。
  - (3) 必ずA4の紙ファイルに「みやま市指名競争入札審査資格審査申請提出書類一覧」の順番どおりに綴じること。ファイルの色は問いません。背表紙に必ず業者名を記載すること。
  - (4) 経営規模等評価通知書、業者カード、役員等調書及び照会承諾書は、ファイルに綴じないで別に提出すること。
  - (5) 郵送される場合は、封筒に「競争入札参加資格審査申請書 在中」と記載すること。また、受付印を押印できる返信用官製ハガキを同封すること。（必ず表面に住所・会社名を記載してください。）

(ファイル記入例)



4. 提出書類 みやま市指名競争入札参加資格審査申請の提出書類（別表）による。
5. 有効期間 市内業者：令和7年8月1日～令和8年7月31日の1年間  
市外業者：令和7年8月1日～令和9年7月31日の2年間
6. 指名競争入札に参加できない者
  - (1) 告示第10号平成19年1月29日「みやま市が発注する建設工事の請負契約に係る指名競争入札に参加する者に必要な資格」第4項に基づき、
    - ア. 建設工事については、建設業法（昭和24年法律第100号。以下「法」という。）第2条1項に規定する建設工事を営む者で、法第3条第1項の規定による許可を受けていないもの。
    - イ. 建設工事については、法第27条の23第1項の規定による審査（以下「経営事項審査」という。）を受けていない者。

- ウ. 地方自治法施行令第 167 条の 4 第 2 項各号のいずれかに該当すると認められる者で、その事実があった後 2 年を限度として市長が定める期間を経過していないもの及びこれらの者を代理人、支配人その他の使用人又は入札代理人として使用する者。
- (2) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 77 号）第 2 条に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）又は法人であってはその役員が暴力団員であるもの。
  - (3) 成年被後見人もしくは被保佐人又は破産者で復権を得ないもの。
  - (4) 国税（法人税、個人にあつては所得税・消費税及び地方消費税）、県税（事業税）及び市町村税を滞納しているもの。
  - (5) 営業を行うにあたって、法令の規定により官公庁等の認可、許可等を必要とする場合において、当該許可、認可等を受けていないもの。
  - (6) 競争入札参加資格申請書及びその添付書類に虚偽の記載をしたもの。

## 7. 申請の際の注意事項について

- (1) 受付番号は、1 社につき 1 つになるので、業者名が重複する複数件の申請（工事、コンサル、物品役務等）は必ずまとめて提出すること。
- (2) 希望業種の制限はなし。  
ただし、「**土木一式工事**」と「**建築一式工事**」と「**舗装工事**」と「**水道施設工事**」は**重複不可。**
- (3) 業者カードは**両面印刷**で出力すること。
- (4) 役員等調書及び照会承諾書は**両面印刷**で出力すること。役員等の人数が 1 枚の用紙で収まらない場合は**行の挿入を行わずに、新たな用紙に記入すること。**
- (5) **経営規模等評価通知書**は有効期限（**審査基準日から 1 年 7 ヶ月**）内で最新のものを提出すること。  
みやま市競争入札資格審査（指名願い）の有効期間内で、最新のものに更新した際は、契約検査課まで持参もしくは郵送すること。
- (6) 測量・コンサル及び建築コンサルは、設計業務・積算・測量等を業務として行う業者に限ることとし、それ以外は「物品役務等」の方で提出すること。
- (7) 「物品役務等」において、「物品」と「役務」をそれぞれ申請する場合は、申請書及び業者カードなどは、一つにまとめて提出すること。
- (8) 新規業者については、最初の登録期間は、告示第 10 号平成 19 年 1 月 29 日「みやま市が発注する建設工事の請負契約に係る指名競争入札に参加する者に必要な資格」第 5 項第 1 号ウにより、最下級の格付けとする。また、告示については一部改正をしているので、内容を確認の上、申請してください。